

平成18年度中期財政計画の概要

中期財政計画とは

1 目的

- ・ 行政ニーズに的確に対応し、市民サービスの維持向上を図るとともに本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、健全で安定した財政基盤の確立を図る必要がある。

このため、中期的な財政収支の見通しを基に、財政運営上の課題と対応策を盛り込んだ「中期財政計画」を策定し、この「中期財政計画」をベースに「総合計画実施計画」、「予算編成」の緊密な連携により、計画行政のなお一層の推進に資するものである。

- ・ 本市では、昭和57年度から、向こう5か年を計画期間とする中期財政計画を策定し、毎年度、ローリングをしている。

2 位置付け

- ・ 総合計画基本計画の具体化に向け、財政的視点から基本計画を補完し、実効性を高めるもの
- ・ 中期財政計画、実施計画、予算の一連の計画行政システムにおいて、将来の財政収支の見通しを明らかにしながら、総合計画実施計画の策定や予算の編成・執行にあたっての指針とするもの

平成18年度中期財政計画について

1 策定にあたって

- ・ 現在、本市は上河内町、河内町との1市2町による市町合併に向けた協議を進めているところであり、今後の市町合併に伴い、財政環境を含めた本市を取り巻くすべての状況において、大幅な変化が見込まれている。
- ・ また、市町合併において、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るため、「合併市町基本計画」の作成に取り組んでいるところである。
- ・ 今後、財政計画の抜本的な見直しが必要となることから、「平成18年度中期財政計画」については、「平成17年度中期財政計画（平成18～22年度）」の必要最小限の見直しを図った改訂版とし、計画期間は平成19～22年度の4か年とする。

2 計画策定の基本的な考え方

本市が、地方分権時代に相応しい自主的・自立的な行財政運営を展開し、将来ともに持続的に発展するため、以下の事項に基づき計画を策定する。

- (1) 全庁をあげて不断に行財政改革に取り組むとともに、自主財源の充実による弾力的な財政構造を確立し、自主的・自立的な行財政運営を推進することとする。
- (2) 厳しい財政環境の中で、複雑多様化する行政ニーズに的確に対応するため、施策・事業の優先化・重点化により、各種事業の着実な実現と行政サービスの最大化に引き続き取り組むこととする。
- (3) 「宇都宮市財政運営の指針」(平成 15 年度策定)における財政指標等の枠組みの中で計画を策定することとする。

「宇都宮市財政運営の指針」の財政指標等

- ・ 経常収支比率 80%台を目指します。
- ・ 公債費負担比率 15%以内を目指します。
- ・ 市債残高を抑制します。(償還元金以内の発行)
- ・ 財政調整基金、減債基金の合計で最低でも 80 億～90 億円を維持します。
- ・ 公共施設等整備基金は最低でも毎年 6 億円を積み立てます。
- ・ 職員数を削減します。

定員適正化計画に基づき平成 20 年度 3,500 人体制を目指す

(定員適正化計画は平成 17 年 3 月に「平成 22 年度 3,200 人体制」に改定)

3 計画期間・会計単位

- ・ 平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間とする。
(前計画：平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間)
- ・ 会計単位は、一般会計とする。

4 中期財政収支試算

(1) 収支試算にあたって

ア 全般

- ・ 経済状況の見通しは「国における平成 18 年度の見通し」名目経済成長率 2.0%」（前計画 1.3%）に拠る。
- ・ 行財政制度は現行制度に変更がないものとする。
- ・ 市町合併に係る経費については見込まない。

イ 歳入

(ア)市 税

- ・ 都市計画税は現行税率の 0.25%で見込む。
- ・ 平成 19 年度からの税制改正（定率減税の廃止，税率の変更）を見込む。

(イ)国・県支出金

- ・ 平成 18 年度までに確定した国庫補助負担金の廃止・縮減を見込む。
- ・ 建設事業分は，実施計画を参考とする。

(ウ)市 債

- ・ 臨時財政対策債，減税補てん債は，平成 18 年度をもって終了により見込まない。

(エ)繰入金

- ・ 財政調整基金からの繰入金については見込まない。

(オ)その他

- ・ 地方譲与税のうち所得譲与税は，平成 18 年度をもって終了により見込まない。
- ・ 地方特例交付金のうち減税補てん分は，平成 18 年度をもって終了により見込まない。

ウ 歳出

(ア)人件費

- ・ 定員適正化計画により見込む。

(イ)扶助費

- ・ 決算状況を参考とする。

(ウ)物件費

- ・ 経費の抑制を基本とする。

(工)繰出金

- ・ 実施計画及び事業計画を参考とする。

(才)投資的経費

- ・ 歳入総額から歳出のうちの消費的経費を差し引いた額とする。

(2) 収支試算の内容

ア 歳入

(ア)市 税

- ・ 市税については、景気回復や収納対策の強化などにより、収入額の計画期間の平均伸び率（以下 平均伸び率）は2.8%（前計画0.8%）と見込んだ。

(イ)地方交付税

- ・ 普通交付税については、引き続き不交付と予想されることから、平均伸び率は0.0%（前計画0.0%）と見込んだ。

(ウ)分担金及び負担金

- ・ 分担金及び負担金については、保育費扶養者負担金の収入率の向上などを図ることにより、収入額の平均伸び率は0.4%（前計画0.2%）と見込んだ。

(エ)使用料及び手数料

- ・ 使用料及び手数料については、市営住宅使用料の収入率の向上などを図ることにより、収入額の平均伸び率は1.1%（前計画0.6%）と見込んだ。

(オ)国・県支出金

- ・ 国・県支出金については、歳出の扶助費の増加に連動して増加となることから、平均伸び率は2.3%（前計画0.2%）と見込んだ。

(カ)市 債

- ・ 市債については、市債発行を元金償還額以内の発行額とすることにより、平均伸び率は8.4%（前計画2.1%）と見込んだ。

(キ)その他

- ・ 貸付金元利収入については、歳出の貸付金の減少に連動して減少となることから、平均伸び率は2.4%（前計画0.4%）と見込んだ。

(単位：百万円，%)

項 目		H18 予算	H19	H20	H21	H22	伸び率
市 税	新計画	82,365	89,314	90,665	90,551	91,912	2.8
	(前計画)	(81,885)	(82,555)	(83,176)	(82,197)	(82,730)	(0.8)
	増減額	480	6,759	7,489	8,354	9,182	-
地方交付税	新計画	380	380	380	380	380	0.0
	(前計画)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(0.0)
	増減額	20	20	20	20	20	-
分担金及び負担金	新計画	2,732	2,757	2,761	2,776	2,777	0.4
	(前計画)	(2,655)	(2,658)	(2,646)	(2,652)	(2,660)	(0.2)
	増減額	77	99	115	124	117	-
使用料及び手数料	新計画	4,629	4,709	4,753	4,797	4,841	1.1
	(前計画)	(4,323)	(4,362)	(4,402)	(4,441)	(4,482)	(0.6)
	増減額	306	347	351	356	359	-
国・県支出金	新計画	21,668	22,410	22,457	23,034	23,721	2.3
	(前計画)	(20,608)	(20,979)	(21,034)	(21,168)	(21,431)	(0.2)
	増減額	1,060	1,431	1,423	1,866	2,290	-
市 債	新計画	7,098	5,500	5,000	5,000	5,000	8.4
	(前計画)	(9,007)	(7,707)	(7,707)	(7,707)	(7,707)	(2.1)
	増減額	1,909	2,207	2,707	2,707	2,707	-
その他	新計画	30,428	22,097	22,412	22,550	23,270	6.5
	(前計画)	(29,089)	(29,054)	(29,412)	(29,775)	(30,543)	(1.0)
	増減額	1,339	6,957	7,000	7,225	7,273	-
うち地方譲与税	新計画	4,495	1,495	1,495	1,495	1,495	24.1
	(前計画)	(3,124)	(3,164)	(3,206)	(3,247)	(3,289)	(1.6)
	増減額	1,371	1,669	1,711	1,752	1,794	-
うち地方特例交付金	新計画	2,337	116	116	116	116	52.8
	(前計画)	(2,399)	(2,445)	(2,491)	(2,534)	(2,576)	(2.2)
	増減額	62	2,329	2,375	2,418	2,460	-
うち貸付金元利収入	新計画	11,214	10,359	10,296	10,192	10,188	2.4
	(前計画)	(12,887)	(12,826)	(12,765)	(12,704)	(12,643)	(0.4)
	増減額	1,673	2,467	2,469	2,512	2,455	-
歳入合計	新計画	149,300	147,167	148,428	149,088	151,901	0.4
	(前計画)	(147,967)	(147,715)	(148,777)	(148,340)	(149,953)	0.1
	増減額	1,333	548	349	748	1,948	-
うち一般財源	新計画	103,850	101,363	103,411	103,397	105,740	-
	(前計画)	(100,422)	(99,885)	(101,010)	(100,464)	(101,837)	-
	増減額	3,428	1,478	2,401	2,933	3,903	-

イ 歳 出

(ア)義務的経費

- ・ 人件費については、退職手当が増加するものの、定員適正化計画により職員給が減少することにより、平均伸び率は 0.6%（前計画 0.2%）と見込んだ。
- ・ 扶助費については、生活保護費の増加や、公立保育園の民営化に伴う児童保護措置費の増加により、平均伸び率は 3.4%（前計画 3.4%）と見込んだ。
- ・ 公債費については、平成 20 年度に償還のピークを迎えるが、市債発行を元金償還額以内の借入額に抑えることから、平成 21 年度以降については減少となり、平均伸び率は 1.4%（前計画 1.1%）と見込んだ。

(イ)その他の消費的経費

- ・ 物件費については、新規施設開設に伴う増加が見込まれるが、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底による経費の抑制に取り組むことから、平均伸び率は 1.7%（前計画 2.0%）と見込んだ。
- ・ 補助費等については、上下水道事業への負担金等が減少することから、平均伸び率は、 2.6%（前計画 0.9%）と見込んだ。
- ・ 繰出金については、高齢社会の進行に伴い介護保険特別会計への繰出金等が増加することから、平均伸び率は 2.1%（前計画 0.8%）と見込んだ。
- ・ 貸付金については、中小企業事業資金貸付金が減少することから、平均伸び率は 2.4%（前計画 0.8%）と見込んだ。

(ウ)投資的経費

- ・ 投資的経費については、扶助費が増加するものの、その他の消費的経費の抑制を図ることから、平均伸び率は 0.5%（前計画 3.1%）と見込んだ。

(単位：百万円，%)

項 目		H18 予算	H19	H20	H21	H22	伸び率
義務的経費	新計画	69,227	70,324	70,553	70,611	71,116	0.7
	(前計画)	(68,840)	(69,797)	(70,318)	(70,070)	(70,142)	(1.0)
	増減額	387	527	235	541	974	-
うち人件費	新計画	30,664	30,354	30,123	29,844	29,965	0.6
	(前計画)	(31,036)	(30,673)	(30,437)	(29,894)	(29,986)	(0.2)
	増減額	372	319	314	50	21	-
うち扶助費	新計画	23,603	24,782	25,026	25,890	27,021	3.4
	(前計画)	(22,828)	(23,763)	(24,140)	(24,668)	(25,445)	(3.4)
	増減額	775	1,019	886	1,222	1,576	-
うち公債費	新計画	14,960	15,188	15,404	14,877	14,130	1.4
	(前計画)	(14,976)	(15,361)	(15,741)	(15,508)	(14,711)	(1.1)
	増減額	16	173	337	631	581	-
その他の消費的経費	新計画	57,818	56,924	56,494	57,190	58,058	0.1
	(前計画)	(58,503)	(59,448)	(58,884)	(59,792)	(59,781)	(0.4)
	増減額	685	2,524	2,390	2,602	1,723	-
うち物件費	新計画	19,586	20,200	20,216	20,490	20,914	1.7
	(前計画)	(19,647)	(20,493)	(20,875)	(21,955)	(22,314)	(2.0)
	増減額	61	293	659	1,465	1,400	-
うち補助費等	新計画	10,644	10,025	9,961	9,782	9,584	2.6
	(前計画)	(10,287)	(10,287)	(10,143)	(10,059)	(9,855)	(0.9)
	増減額	357	262	182	277	271	-
うち繰出金	新計画	11,982	11,991	11,804	12,520	13,011	2.1
	(前計画)	(11,110)	(11,458)	(10,948)	(10,850)	(10,698)	(0.8)
	増減額	872	533	856	1,670	2,313	-
うち貸付金	新計画	11,221	10,366	10,302	10,199	10,194	2.4
	(前計画)	(12,897)	(12,838)	(12,779)	(12,720)	(12,660)	(0.8)
	増減額	1,676	2,472	2,477	2,521	2,466	-
投資的経費	新計画	22,255	19,919	21,381	21,287	22,727	0.5
	(前計画)	(20,624)	(18,470)	(19,575)	(18,478)	(20,030)	(3.1)
	増減額	1,631	1,449	1,806	2,809	2,697	-
歳出合計	新計画	149,300	147,167	148,428	149,088	151,901	0.4
	(前計画)	(147,967)	(147,715)	(148,777)	(148,340)	(149,953)	(0.1)
	増減額	1,333	548	349	748	1,948	-

ウ 財政指標等

- ・ 経常収支比率は、臨時財政対策債が廃止となる平成 19 年度において 88%台となるが、平成 20 年度以降は減少し、平成 22 年度には 85%台となる。
- ・ 公債費負担比率は、市債償還のピークを迎える平成 20 年度において 15.0%となるが、平成 21 年度以降は減少し、平成 22 年度には 13%台となる。
- ・ 市債残高は、市債発行を元金償還額以内の借入額に抑えることから、計画期間において年々減少し、平成 22 年度には、1,000 億円（前計画 1,100 億円）以内となる。
- ・ 基金残高は、減債基金や公共施設等整備基金に決算剰余金等を活用して積立を行うこととし、計画期間において、190 億円台から 200 億円台で推移する。

財政指標

（単位：百万円，％）

区 分	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
財 政 力 指 数	1.116	1.026	1.032	1.030	1.054
経 常 収 支 比 率	88.8 (84.1)	88.1 (85.9)	86.6 (85.9)	86.4 (86.6)	85.6 (85.6)
公 債 費 負 担 比 率	14.3 (14.4)	14.9 (14.8)	15.0 (15.0)	14.4 (14.9)	13.6 (13.9)
市 債 残 高	126,299 (129,244)	119,189 (124,177)	111,208 (118,551)	103,603 (112,985)	96,617 (108,060)
市 債 元 金 償 還 金	12,185 (12,226)	12,610 (12,774)	12,982 (13,332)	12,605 (13,274)	11,986 (12,631)
3 基 金 残 高	20,101 (19,025)	20,659 (19,583)	21,179 (20,103)	21,698 (20,622)	22,110 (21,034)

（ ）は、前計画

3 基金 財政調整基金，減債基金，公共施設等整備基金

<再掲：新計画における義務的経費等の推移>

（単位：百万円）

項 目	H18 予算	H19	H20	H21	H22	伸び率
義務的経費	69,227	70,324	70,553	70,611	71,116	0.7
その他の消費的経費	57,818	56,924	56,494	57,190	58,058	0.1
投資的経費	22,255	19,919	21,381	21,287	22,727	0.5
歳出合計	149,300	147,167	148,428	149,088	151,901	0.4

財政収支試算における課題と財政運営の健全性確保のための方策について

1 収支試算における課題

(1) 自主財源の確保

今後の新たな行政需要に柔軟かつ的確に対応するため、更なる市税等の自主財源の確保が必要である。

(2) 消費的経費の抑制

財政構造の弾力性を保持するため、消費的経費の抑制が必要である。

(3) 投資的経費の確保

今後の都市基盤整備や魅力あるまちづくり、地域経済の発展のため、投資的経費の確保が必要である。

(4) 基金の適正管理

今後の経済変動や緊急課題に的確に対応するため、基金の適正管理が必要である。

2 財政運営の健全性確保のための方策（下線付きは重点的に実施すべき方策）

(1) 財政基盤の充実強化に向けた取組

ア 徴収金の収入率向上

- ・ 市税のほか市営住宅使用料や保育費扶養者負担金等、全ての徴収金について収入率向上等に取り組む。

イ 経済活動の活性化に向けた施策・事業の推進

ウ 財源の充実・強化

- ・ 都市計画税については、今後の都市計画事業を円滑に推進するため、財源の確保に向け、地域経済の回復状況等を見極めながら、そのあり方も含め検討する。
- ・ 広告収入の充実などの財源確保に向けた取り組みや、国庫補助の確保等、積極的に国への働きかけを行う。

エ 基金の確保と活用

- ・ 市債の計画的な償還などに対応するための減債基金や、将来予想される施設の大規模改修等への活用のための公共施設等整備基金、さらには、緊急かつ重要な行政需要に柔軟かつ効果的に活用するための財政調整基金などの確保を図る。

オ 財産の有効活用

カ 受益者負担の適正化

キ 財政指標の検討

- ・ 各種財政指標について、社会情勢や財政環境の変化などを踏まえ、既存の指標の見直しや、新たな財政指標の設定について検討する。

(2) 行政と民間の役割分担の見直し

ア 行政の関与の見直し

- ・ 市民と連携・協力した地域づくり等を推進する。

イ 民営化や外部委託，指定管理者制度の推進

- ・ 民営化や外部委託，指定管理者制度等を推進する。

(3) 施策・事業の優先化・重点化

ア 地方分権時代にふさわしい自主的な施策・事業の実施

- ・ 国庫補助負担金の交付金化等により、施策・事業の実施においては自主的，自立的な判断が求められていることから，十分な市民ニーズの反映や説明責任の達成を可能とする，施策・事業選択の仕組みを強化する。

イ 財源配分の適正化

- ・ 財源の配分にあたっては，施策・事業の実施においては行政評価に基づく厳しい選択を行うなど，優先化・重点化を図る。

(4) 事務事業の効率化

ア 行政評価の活用

- ・ 行政評価を活用して成果に基づく既存の事務事業の評価を行い，事務事業の優先順位を一層精査し，「スクラップ」無くして「ビルド」無しの徹底を図る。

イ 定員管理，給与水準の適正化

- ・ 計画的な職員数の縮減に努めるとともに，能力や実績に応じた給与制度等の継続的な見直しを図る。

ウ 経常的な経費の抑制（「もったいない運動」の推進）

全市的な取り組みである「もったいない運動」の精神を全庁に定着させ，職員一人ひとりのコスト意識の向上を図り，さらなる経常的な経費の抑制を図る。

（ア）物件費の抑制

（イ）扶助費，補助金等の見直し

（ウ）繰出金等の抑制

(5) 公共施設整備の効率化

ア 工事費の見直しと投資的経費の適正配分

- ・ 諸経费率等の見直しによる工事費の低減を図ることにより，投資的経費の確保に努め，真に必要な事業への適正配分を行う。

イ 施設整備の適正化

ウ 既存施設の有効活用

エ 新たな事業手法等の推進

- ・ V E方式，設計施工一括発注方式，性能発注方式等，民間企業のノウハウを最大限に活用しながら，公共工事のコスト縮減を推進する。